

徳島市阿波おどり運営協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、徳島市阿波おどり運営協議会（以下「運営協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 運営協議会は、徳島市阿波おどり実行委員会に対し、阿波おどりの開催に向けて円滑に事業が遂行できるよう、幅広い意見を述べるとともに支援・協力することにより、阿波おどりの経済波及効果の拡大や観光資源としてのさらなる活用を進めることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 運営協議会は、第2条の目的を達成するため、阿波おどりに関連する事項について審議し、意見を述べるものとする。

(組 織)

第4条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 阿波おどり関係団体から選出された者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、無報酬とする。

(役 員)

第5条 運営協議会には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、徳島市理事をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、運営協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代理する。

(任 期)

第7条 委員の任期は、選任の日から運営協議会の解散の日までの期間のうち、当該関係機関等において就いていた職にある期間とする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(会 議)

第8条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、緊急を要する事項又は会長が会議を招集する必要がないと認める事項については、委員に持ち回り回議し、会議にかえることができる。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、会長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説

明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 運営協議会の事務を処理するため、事務局を徳島市経済部内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補 足)

第10条 この会則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成30年4月25日から施行する。